

福生市教育委員会会議録

平成29年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成29年3月22日(水)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時50分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 天 野 幸 次
参事兼教育指導課長 石 田 周
教 育 総 務 課 長 久 保 淳
教 育 支 援 課 長 野 崎 昌 利
学 校 給 食 課 長 村 野 和 彦
生 涯 学 習 推 進 課 長 岡 部 健 一
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 横 倉 成 昭
公 民 館 長 高 橋 邦 彦
図 書 館 長 柿 田 芳 久
特別支援教育担当主幹 千 葉 かおり
英語教育推進担当主幹 林 宣 之
指 導 主 事 森 保 亮
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍聴人 2人

午前10時00分 開会

教 育 長 それでは、定刻でございますので、ただいまから平成29年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。お忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。本日の日程につきましては、事前に御配付をさせていただいているとおりでございますので、そのように進行いたしたいと存じます。

それでは、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、坂本和良委員の兩名を署名委員として指名をいたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長より報告をいたします。

教 育 部 長 おはようございます。それでは、教育長報告を申し上げます。本日御配付してございますA3判の資料をご覧いただきたいと思います。学校教育を除く所管事務ということで一覧表にしてございますので、御説明いたします。

まず、市の全体的なことでございますけれども、2月28日から3月議会が始まりまして、2月28日から3月3日までが本会議でございました。今回、23の議案がございまして、条例改正が15議案、平成28年度の補正予算が3議案、そして29年度の一般会計予算が1議案と特別会計が4議案となっております。

一般質問は、17名の議員からございまして、そのうち教育委員会への質問は10名の議員からございました。

3月7日からは予算審査特別委員会が行われまして、平成29年度一般会計予算について審査されております。教育部につきましては、3月10日に、教育部の予算につきまして質疑が行われております。特別委員会におきましては、予算案に対しまして賛成多数で可決しておりまして、最終日に議案として付されることとなります。

3月16日でございますけれども、常任委員会の総務文教委員会が開催されました。同委員会の協議会におきまして、教育委員会の関係では防災食育センター整備事業の進捗状況、学校給食食物アレルギー対応給食の提供について、中学校給食費の設定について、これら3件を報告しております。

そして、28日が議会の最終日ということになります。

次に、教育総務課でございますけれども、3月11日教育委員会表彰が行われまして、個人30名、団体9団体が表彰されております。教育委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございました。

次に、学校給食課でございますが、3月16日、3月21日に3学期の中学校ランチルームが終了となっております。本日22日に、小学校の給食が終了となります。

続きまして、生涯学習推進課でございますが、3月19日に、現在郷土資料室におきまして行っております「森田文庫」関連の企画展に合わせまして、「展示資料からみえる江戸文化のあれこれ」というタイトルで講座を開催しております。

次に公民館でございますけれども、2月25日から3月15日まで市民会館のロビーで東京空襲資料展を開催いたしまして、盛況のうちに終了しております。

次に、3月19日でございますが、青年学級にじのはらっぱが閉級式を行い、今年度の事業を終了しております。そして、同日でございますが小ホール借上料援助事業といたしまして、福生児童合唱団フレンズの定期演奏会を開催しております。

公民館のその他の講座等につきましては欄外に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後、図書館でございますけれども、3月10日に図書館読書会「～芭蕉「奥の細道」を読む～」を開催しまして、参加者は19名ございました。同日におはなしボランティアの講座も開催いたしまして、同じく19名の参加がございました。

そして、3月15日に図書館活用講座を開催いたしまして、図書館を使いこなすにはどのようにしたらよいか、図書館の具体的な活用方法についての講座を開催しております。

以上、私からの報告とさせていただきます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

次に、石田参事よりお願いいたします。

それでは、続きまして、私からは学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。お手元の資料を御参照願います。

大きく4点ございまして、1点目は平成28年度第8回中学生東京駅伝大会競技結果の報告でございます。これは、本来2月の本定例会で御報告すべきところ、遅れまして大変申しわけありませんでした。2月5日日曜日

にこの大会が開かれまして、福生の代表選手が大変頑張って活躍してまいりました。女子が46位、男子40位、総合45位という成績でございます、この次のページに東京都の大会競技結果を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

2点目の御報告でございますが、第8回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートの報告でございます。平成29年3月11日土曜日、参加者750名と、大変多くの市民の皆様、保護者の皆様に御参加いただきました。例年そうなのですが、今年も大変感動的な発表になりまして、最後の「福生市の歌」の全員合唱は感動的でした。御参加いただきました教育委員の方、本当にありがとうございました。

続きまして、3点目は各学校の状況でございます、平成28年度の学校評価、そして平成29年度の教育課程については、3月10日金曜日に全校が届け出を終了しておりますことを御報告いたします。なお、学校評価については後ほど担当から御報告申し上げます。

続きまして、4点目はその他の報告でございます、3点ございます。はじめに、平成28年度卒業式でございますが、既に中学校が3月17日金曜日に挙行済みでございます、卒業生411名でございます。今週3月24日金曜日には小学校で挙行予定でございます、卒業生は411名を予定しております。

続きまして、平成29年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、別添に御案内をつけてございます。内容については、案でございます、一部まだ変わるところはあるかもしれませんが、平成29年4月3日月曜日、市役所第二棟4階委員会室で昨年と同様に行いたいと思います。28年の4月同様ですが、2部に分かれておりまして、1部が福生市立学校新規採用教員と転任教職員、4級職昇任及び担当主幹教諭、必置主任に対する辞令伝達を行います。10時30分までに御参集いただければ幸いに存じます。

なお、校長会代表、そして各辞令を受けた者の代表については、案として載せてございます。変わる可能性がございますので、よろしく願います。

また、午後2時になりますが、第2部といたしまして福生市立学校校長、副校長辞令伝達式をこの委員会室で開催いたします。こちらにもぜひ御参会くださいますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、平成29年度の入学式でございますが、小学校は4月6日木曜日、

中学校は4月7日金曜日にそれぞれ挙行予定でございます。小学校新入生415人、中学校新入生368人を予定しております。

教育長報告は以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。
いかがでございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第13号、福生市教育委員会事務局処務規則及び福生市学校給食センター処務規則の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程第3、議案第13号、福生市教育委員会事務局処務規則及び福生市学校給食センター処務規則の一部改正について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。提案理由でございますが、組織改正に伴いまして事務分掌を修正する必要があるため、本議案を提出しています。

それでは、5ページをご覧ください。福生市教育委員会事務局処務規則別表第1中、「給食第一係」と「給食第二係」を「給食管理係」と「給食運営係」に改めます。次に、別表第2の教育総務課学校施設係の「1件130万円未満の工事及び修繕に関すること」を「工事及び修繕に関すること」に改め、以下号を繰り下げ、第2号の次に（3）学校給食センターの工事及び修繕に関することを加えます。また、別表第2、学校給食課の給食管理係と給食運営係の事務分掌を整理いたしまして、給食管理係においては新たに（2）学校給食センターの維持、管理及び営繕計画に関することを加えております。

6ページ、生涯学習推進課地域教育支援係の項に（8）ふっさっ子グローバルヴィレッジに関することを加えます。

続きまして、福生市学校給食センター処務規則でございますが、第3条中第3項中、「学校給食課長」を「教育部学校給食課長」に改正し、「学校給食課給食第一係長」を「教育部学校給食課給食管理係長」に、「給食第二係長」を「給食運営係長」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第14号、福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。以下、日程第7、議案第17号までの案件の4件につきましては内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承いただきたいと存じます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきたいと存じます。

それでは、教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第4、議案第14号から日程第7、議案第17号まではほぼ同様の改正内容ということになっておりますことから、一括しての趣旨説明をさせていただきます。その後、各議案について説明をさせていただきます。

まず、改正内容でございますが、こちら全て用語の整理でございます。現行市の例規にのっております「福生市公立学校」という表記を「福生市立学校」にするものでございます。こちらにつきましては、福生市の現状に鑑みまして、地方公共団体、都道府県が設置する学校や公立大学法人設置の学校まで含む公立学校を市立学校と整理させていただくものですが、東京都におきましても既に公立学校を都立学校と整理しています。

それでは、各例規を説明しますが、議案第14号が規則、第15号が規程、第16号が要綱、第17号が基準についての改正となっております。よろしくお願いたします。

それでは、まず9ページをお開きください。議案第14号、福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則等の一部改正については、改正規則第1条、本規則の題名及び第1条中の「公立学校」を「市立学校」に改正いたします。以下、第2条、福生市公立学校非常勤職員規則、第3条、福生市公立学校の管理運営に関する規則の題名及び第1条も同様でございます。なお、福生市公立学校の管理運営に関する規則につきましては、都の学校事務職員に関する第9条を東京都教育庁処務規則の改正に即した職名改正等をいたします。

13ページをお開きください。議案第15号、福生市学校職員職務規程及び福生市公立学校事案決定規程の一部改正については、改正訓令第1条は福生市学校職員職務規程を、訓令第2条は福生市公立学校事案決定規程の題

名及び第1条を「福生市公立学校」から「福生市立学校」に改正するものでございます。

17ページをお開きください。議案第16号、福生市学校評議員設置要綱等の一部改正については、改正要綱第1条、福生市学校評議員設置要綱、以下福生市通学援助費支給事業実施要綱、福生市児童または生徒の出席停止の命令に関する事務取扱要綱、福生市地域まなびあいボランティア制度実施要綱、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱まで、いずれも各要綱に表記されております「福生市公立学校」の用語を「福生市立学校」に改正するものでございます。

21ページをお願いいたします。議案第17号、福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2の規定による統括校長に関わる基準の一部改正については、題名及び第1条中の「福生市公立学校」の用語を「福生市立学校」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、全ての議案が平成29年4月1日からとなっております。

以上、説明させていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
一括で説明しておりますが、同じ内容です。よろしいでしょうか。
以前にも公立学校を市立学校に改めた規則もあったのですが、まだ残っていたものがありまして、この際全て改めようという提案でございます。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第5、議案第15号、福生市学校職員職務規程及び福生市公立学校事案決定規程の一部改正についてお諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第6、議案第16号、福生市学校評議員設置要綱等の一部改正

についてお諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第17号、福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2(統括校長)に関わる基準の一部改正についてお諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第18号、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、23ページをお願いいたします。議案第18号、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

小・中学校での道徳や小学校での英語の授業の実施に伴い、福生市立学校教科用図書採択要綱を一部改正する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

25ページをお願いいたします。文部科学省の学習指導要領の改定に伴いまして、平成29年度に小学校道徳科教科書、平成30年度に中学校道徳科教科書、平成31年度には小学校英語科教科書をそれぞれ新たに採択する必要があるため、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正するものでございます。

施行日につきましては、恐れ入りますが、26ページをご覧ください。附則にございますとおり、この要綱中第1条の規定、小学校道徳でございますが、こちらは平成29年4月1日から、中学校道徳科については第2条、平成30年4月1日から、そして小学校英語科につきましては第3条、平成31年4月1日から順次施行していくものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。何か質疑等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第19号、福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 27ページ、議案第19号、福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について、提案理由は福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程について、用語の整理を行う必要があるため本議案を提出するものであります。この用語の整理につきましては、先ほど教育総務課長が説明しておりましたが、同様の改定を行う必要がございます。

29ページをお願いいたします。大きく3点ございまして、まず題名、そして第1条中の「福生市公立学校」を、「福生市立学校」に改めるものでございます。

2点目は、別記様式がございまして、第1号から第5号までの規定中、同じく「福生市公立学校」を「福生市立学校」に改めるものでございます。

なお、別記様式第6号をお願いします。30ページでございます。こちらについては、用語の整理ということで、今までの説明に少しつけ加えさせていただきますが、宿泊を伴う行事を行う場合の承認申請を校長が提出してきますが、一番左側に1から12まで項目がございまして、「7」でございまして、従来はこちらの引率職員のところに米印がございまして、「主任」と書かれておりました。しかし、職層で「主任教諭」がすでに規定されており、混乱を来すということがございます。そこで今回、「主担当」という言葉に改めさせていただくものでございます。また、従来は、この引率教員の「性別」に加えて、「年齢」の記載を求める蘭がございました。「年齢」は必要条件ではないということで、今回その「年齢」の項目を削除させていただきました。

以上でございます。

29ページにお戻りいただきまして、3点目は別記様式第7号から第10号まで、そして別記様式第17号の規定中、同様に「福生公立学校」を「福生市立学校」に改めるものでございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

規則の名称、それに伴う申請書、様式の改定でございますが、よろしいですか。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第20号、福生市立学校水泳指導補助員配置要綱等の一部改正についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いします。

参事兼教育指導課長 31ページをお願いします。議案第20号、福生市立学校水泳指導補助員配置要綱等の一部改正について、提案理由は、福生市立学校水泳指導補助員配置要綱等について、用語の整理等を行う必要があるため本議案を提出するものでございます。33ページをお願いします。

このたびこの議案第20号では6つの要綱について文言の整理等をする、あるいは規定の整理をする関係で一括して説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、2行目でございます福生市立小学校水泳指導補助員配置要綱の一部を改正する案件でございますが、こちらは35ページをお願いいたします。

第6条関係の別記様式第2号がございますが、従来は「教育課程内」と「夏季休業中」をそれぞれ別の様式で定めておりましたが、このたび併記を可能としたということでございます。

次にお戻りいただきまして、33ページをお願いします。2点目は、福生市立小・中学校特別支援学級指導補助員配置要綱の一部改正についてでございます。こちらは別記様式第4号を改めさせていただくもので、以下5つが同様なのですが、恐縮ですが、40ページをお願いいたします。

「具申書」でございます。これまで「具申書」はございませんでした。一覧表をこのたび新しく整えまして、氏名、住所、生年月日、年齢、資格要件等をその任用する学校ごとに一覧にしてまとめるというものでございます。

恐縮ですが、33ページにお戻りいただきまして、3点目、福生市立小・中学校日本語適応支援員配置要綱の一部改正、4点目、福生市理科支援員配置要綱の一部改正、5点目、福生市立小学校授業指導補助員配置要綱の

一部改正、そして6点目、福生市立中学校適応指導補助員配置要綱の一部改正、以上、全て具申書に別紙一覧をつけたということで、このことによりまして任用事務の整理がしやすくなり、事務の効率化が従来よりも推進されるという利点がございます。施行日は、全て平成29年4月1日としてございます。よろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。
全ての指導補助員、支援員等の申請、報告の書式を改めたいということ
でございますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教 育 長 では、ないようですので質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第11、議案第21号、福生市立学校職員出勤簿整理規程の一部
改正についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願ひいたしま
す。

参事兼教育指導課長 49ページをお願いします。議案第21号、福生市立学校教職員出勤簿整理
規程の一部改正について、提案理由は、介護時間についての規定を追加す
るために本議案を提出するものでございます。

51ページをご覧ください。規程の中に介護時間を新たに加え、略称とし
て「介時」という印鑑を規定して各学校で運用を行うものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願ひいたしま
す。

よろしいですか。

それではないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第22号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長

それでは、53ページをお願いいたします。議案第22号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正について、提案理由は、東京都の服務規程に基づき、マタニティーハラスメントや障害者差別の禁止規定の追加を行うため、本議案を提出するものでございます。東京都全体で新たにこのマタニティーハラスメントについて職員服務規程に入れたものでございまして、54ページをご覧ください。この54ページの服務規程の中の一部、第7条2号の文言整理ですが、「福生市公立学校」を「福生市立学校」と改めてございます。

そして、第9条の次に2条を加えてございまして、妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメントの禁止というのを加えてございます。第9条の2、職員は妊娠または出産に関して、妊娠又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動を行ってはならない。2、職員は、他の職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して当該職員の勤務環境を害する言動を行ってはならないということが新たにつけ加えてございます。

続きまして、障害者差別禁止法の関係でございまして、障害を理由とする差別の禁止を新たに規定してございます。第9条の3でございまして、職員はその事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2、職員はその事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障害の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないということで、これは合理的配慮の規定でございます。

なお、この訓令については平成29年4月1日から施行をするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第23号、福生市修学旅行等補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。これにつきましては、先ほどと同じように、日程第15、議案第25号までの案件、3件につきまして内容に関連がありますので、一括して説明をいたしますので御了承ください。採決につきましては、先ほどと同じように日程に沿って1件ずつ採決をさせていただきます。教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 日程第13、議案第23号、福生市修学旅行等補助金交付要綱の一部改正について御説明申し上げます。

57ページになります。提案理由は、平成29年度から小学校宿泊学習を実施することに伴い、規定を追加する必要があるため本議案を提案するものでございます。

改正理由は、小学校第5学年の宿泊学習実施に伴い、修学旅行等補助金交付要綱の補助対象事業の追加と用語の整理を行うために一部改正するものでございます。小学校第5学年の宿泊学習に参加する児童の保護者に対し、修学旅行等補助金を交付するため補助対象事業の追加用語の整理を行うものでございます。

59ページ、議案第23号資料をお願いいたします。第1条中「福生市公立学校」を「福生市立学校」に、「特別支援学級宿泊学習」を「宿泊学習」に改めるものでございます。また、別表の小学校移動教室の項に小学校宿泊学習5,000円を追加するものでございます。そして最後に、附則といたしまして、平成29年4月1日から施行を加えるものでございます。

続きまして、日程第14、議案第24号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について御説明申し上げます。資料は61ページになります。提案理由は、支給項目を追加することに伴い、規定を追加する必要があるため、本議案を提出するものでございます。まず、福生市就学援助費支給事業実施要綱について、家庭の経済的な理由により就学困難な児童または生徒の保護者に対して学用品費、給食費等を支給することについて必要な事項を定めるものでございます。平成29年度新たに実施いたします小学校5年生宿泊学習事業の実施及びアレルギー疾患のある小・中学校の児童・生徒でアレルギー対応給食の申込者が提出いたします学校生活管理指導表

文書料の支給について、また中学校移動教室の実施に伴い支給する校外学習活動費について、就学援助等受給者に対し扶助費を支給することについて条項の一部を改正するものでございます。

第8条第2項中、「年度途中で転入した者」を「転入した者」に改めます。

次に、別表第1、校外活動費、宿泊を伴わないものの項の次に、次のように加えるものでございます。

次に、別表第1、修学旅行費の項の、支給額の欄中、「福生市立学校通学区等に関する規則」を「規則」に改め、同表「新入学児童・生徒学用品費」の項、支給額の欄中「2万2,400円」の次に、「(4月1日認定者のみ)」を加えます。同表、医療費の項の次に、「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)文書費を実費(上限額3,000円)」を加えるものでございます。

最後に施行日、「平成29年4月1日から施行する」を加えるものでございます。

続きまして、日程第15、議案第25号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について御説明申し上げます。資料は、65ページになります。提案理由は、支給項目を追加することに伴い、規定を追加する必要があるため本議案を提出するものでございます。

資料67ページをお願いいたします。特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給することについて必要な事項を定めるものでございます。この改正内容等につきましては、先ほど日程第14、議案第24号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の改正内容と同じでございますので、省略をさせていただきます。

説明は以上となります。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

坂 本 委 員 項目を加えることによってどのぐらい29年度の予算が増えたのですか。

教 育 長 暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

教 育 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育支援課長　　まず、小学校5年生の宿泊学習等につきましては、200万円ほど増加します。就学援助費等にかかわるものとして、小学校5年生の宿泊学習に100名ほど見込んでおまして、一人あたり4,000円で、40万円。それから中学校スキー教室が1人3万6,000円を約111人分見込んでおりますので、約400万円。アレルギー対応で学校生活管理指導表について、小学校で20名を見込んでおりますので6万円、そして中学校については10名を見込んでおまして3万円、合わせて9万円、すべて併せて約650万円の増額を見込んでおります。

教　育　長　　よろしいでしょうか。新たな財源が必要になります。
ほかにございますか。よろしいでしょうか。
それでは、ないようですので質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教　育　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。
続いて、日程第14、議案第24号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてお諮りいたします。先ほど一括で説明したとおりでございますが、議案第24号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教　育　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第15、議案第25号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてお諮りいたします。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教　育　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第16、議案第26号、福生市地域スポーツクラブ設立準備委員会設置要領についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容の説明をお願いします。

スポーツ推進課長　　それでは、69ページをお願いいたします。日程第16、議案第16号、福生市地域スポーツクラブ設立準備委員会設置要領について説明をいたします。

提案理由でございますが、地域スポーツクラブの設立に向け準備委員会を設置するため本議案を提出するものでございます。恐れ入りますが、71ページ、議案第26号資料をお願いいたします。

初めに、第1条は目的及び設置についてでございます。第2条は組織についてで、委員はスポーツ関係、学校関係、幼稚園、町会、老人クラブ関係、学識経験者等としております。第3条は、委員長、副委員長に関する事、第4条は会議に関する事、恐れ入りますが、次のページに参りまして、第5条は委員の任期でクラブの設立総会までとしております。

最後に附則でございますが、この要領は平成29年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 中身の話ではなくて表現の問題で、4条なのですけれども、準備委員会の会議は委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。会議の議長となるの主語が委員長ですよね。この文章だと準備委員会の会議がそのまま主語のように読めないかと気になったのです。大丈夫でしたら構わないのですが。

教 育 長 大丈夫ですか。

スポーツ推進課長 ほかの要領を参考にさせていただいたものでございます。

教 育 長 「会議は」が主語だから、準備委員会の会議は委員長が招集し、かつ、議長となる。でいいのではないのでしょうか。

スポーツ推進課長 「会議」を削除するということですね。

教 育 長 そうですね。

スポーツ推進課長 会議を削除するという形にさせていただくことで、よろしいでしょうか。

教 育 長 いかがでございましょうか、坂本委員。

準備委員会の会議は、委員長が招集し、かつ、議長となる。

加 藤 委 員 その最初の会議が要らないのかもしれませんが。

教 育 長 そちらでもいいですよ。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

教 育 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ推進課長 第4条につきましては、準備委員会の会議は委員長が招集し、かつ会議の議長となるとなっておりますが、「会議の」をとらせていただきまして、

準備委員会の会議は委員長が招集し、かつ、議長となるというふうに訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 そのように訂正させていただきますが、よろしいでしょうか。何かほかにございますか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第26号は、一部修正をもって決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は一部修正をもって可決することといたします。

次に、日程第17、議案第27号、図書館電算システムの運用に係る電子計算組織の通信回線による結合の通信回線規格の一部変更について(答申)に基づく対応についてを議題といたします。図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長 それでは、日程第17、議案第27号、図書館電算システムの運用に係る電子計算組織の通信回線による結合の通信回線規格の一部変更について(答申)に基づく対応について、その提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。資料は79ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、福生市個人情報保護審議会からの答申に基づきまして、図書館システムにおける図書館とデータセンター間の通信規格のセキュリティ強化のため、現行の通信規格を変更することについて、本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります、77ページをお願いいたします。答申の内容でございますが、1の審議会の結論は、諮問内容につきまして電子計算組織の結合により個人情報を取り扱うことに同意することとでございます。

2の同意に至った審議会の判断でございますが、例外的に結合を認めるための論点は、セキュリティの確保及び事業の公益性とし、セキュリティの確保は、1点目が図書館とデータセンター間を仮想の専用回線であるVPN回線で結ばれることで、さらに安全な通信が確保されること。2点目が、図書館にもファイアウォールを新設し、インターネットアクセスも中央図書館を経由することで情報漏えいに対するセキュリティが強化され、必要な措置が講じられることとの判断でございます。

事業の公益性は以前に審議され、平成24年3月22日付で既に結合についての同意する旨の答申をした際に公共性を認めることとの判断で、今回の諮問に同意するとなっております。

3の福生市教育委員会に対する提言といたしまして、取り扱い基準等の周知徹底と個人情報に対する意識、モラルを高め、情報漏えい等の防止に努めることを提言されております。図書館といたしましても、この提言に従い、従事する職員の個人情報保護、意識の徹底を図ってまいります。なお、この変更に伴いまして、図書館の通常業務にかかわるシステムや利用者の図書館ホームページのアクセスについては変更ございません。ちなみに利用者からのアクセスにつきましては、恐れ入りますが、議案第27号-2資料をお願いいたします。こちらの右側に一般家庭というところがございしますが、まず、図書館ホームページにアクセスされ、そこで資料検索や予約をなされるとHTTPSの暗号化通信により、右下にございますデータセンターサーバの中のWWWとなっておりますウェブ上のサーバにアクセスされます。データセンター内ではファイアウォールを経由して、そのWWWサーバから業務サーバへの特定のポート、入り口みたいなものですが、のみの通信を行っており、その結果が利用者の方の画面に表示されることとなります。

そのため、個人情報が保有されている業務サーバへのアクセスはWWWサーバからの特定通信のみしか受け付けられないため、業務サーバのセキュリティが保たれていることとなります。今後につきましては、平成29年6月をめどに運用を開始する予定にしております。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容の説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
新 藤 委 員 今御説明いただきましてわかりましたけれども、漏えいが起こるとい
こともあるのですね。これだけ社会の中で守秘が保たれている組織が大きな漏えい事件を起こしている。そうすると、これは漏えいされたときの対応は、やはりこの管轄で行われるのですか。起きてしまったときの一斉対策みたいなものについては、どんな形で、どこが責任をとるのですか。

図 書 館 長 セキュリティ関係は日進月歩で、悪さをするほうも日進月歩で進んでいて、守るほうも日進月歩と言えば日進月歩の状態になっております。もし情報漏えいが起きたらということですが、今の状態ですと図書館の一番基本になります業務サーバと先ほど申し上げましたが、一番の個人情報が入っておりますサーバと今回のVPNという専用回線で結ぶ部分になりましたので、ここに進入することは現時点ではまずあり得ないと考えております。一方で、家庭からのアクセスは前と同様にHTTPS通信になるのですが、それも先ほど言いましたように、データセンター内で進入に

対しての対策は万全だと聞いておりますので、現時点で起こり得ないとは思ってはおりますが、もし起こったときには、情報システム課と連携をとりまして、その対応に当たる予定にしております。

以上でございます。

教 育 長 新藤委員、よろしいでしょうか。

新 藤 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よりセキュリティに対して万全を尽くしたいということでございます。ほかにございますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、議案第28号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程第18、議案第28号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

議案書は79ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、平成29年度からの教育委員会事務局及び学校、その他の教育機関の職員の課長補佐以下の職員の任命、その他進退を行うことについてあらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。資料は特にございませぬ。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では職員の任命に当たりましては、教育委員会で行うことになっており、管理職につきましても、教育委員会に一人ずつ提案させていただいているところでございます。なお、管理職員以外の職員につきましても同様にしたいところではございますが、その都度臨時で教育委員会へお諮りするといったことになってしまうこともございますことから、管理職員以外の職員につきましても、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会で御報告させていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第19、議案第29号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第19、議案第29号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。資料81ページをご覧ください。

福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございまして、次の者を社会教育委員に委嘱したいため本議案を提出するものでございます。同条例によりまして、委員の定数は10人と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱しようとするものでございます。

候補者につきましては、81ページ下から次のページにかけての表に記載されております方々でございます。このうち新任の方について御紹介いたします。まず、81ページの表、上から2番目にございます高橋聖氏は、福生市ボーイスカウト・ガールスカウト連合育成会からの推薦によるものでございまして、次に表の上から3番目にございます北島浩子氏は、福生市文化協会からの推薦によるものでございます。

次に、表の下から2番目にございます山田麗香氏は、福生市立小中学校PTA連合会からの推薦によるものでございます。

続きまして、82ページをご覧ください。表の一番下にございます榎本直美氏は、学識経験者としての選出でございまして、現在、私立幼稚園の副園長をなさっている方でございます。

なお、ほかの6名の方につきましては再任でございます。

以上、10人の委員候補者の任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となります。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第20、議案第30号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第20、議案第30号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について御説明いたします。

福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱につきましては、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条の規定に基づき教育委員会が委嘱するものでございまして、次の者を委員に委嘱したいため本議案を提出するものでございます。同要綱によりまして、委員の定数は12人以内と規定されており、任期は2年以内となっております。このうち教育委員会で委嘱する者としましては、学識経験者4人以内、市民代表2人以内となっております。委嘱候補者につきましては、表に記載されている方々でございまして、全て再任でございまして、

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
渡 辺 委 員 前もお話ししたかもしれませんが、その利用者側、ふっさっ子の広場に実際に子どもを預けている保護者や、PTAなどの代表というのは、全員いなくなってしまうのでしょうか。

教 育 長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

教 育 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教 育 部 長　　ふっさっ子の広場事業機構会議委員についての御質問でございますけれども、現在、市民代表がお一人で、1名の欠員がございます。御指摘のとおり、保護者の代表あるいはPTAの関係者に働きかけを行いまして、会議に参加していただけるようにしたいと思っております。

渡 辺 委 員　　お願いします。

教 育 長　　よろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　はい。

教 育 長　　ほかにごございますか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第30号は本日のところ、とりあえずこの原案のとおりということで。原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第21、議案第31号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。公民館長より内容の説明をお願いいたします。

公 民 館 長　　それでは、日程第21、議案第31号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明をさせていただきます。

85ページをご覧ください。提案理由でございますが、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するため、社会教育法第30条、福生市公民館条例第17条の規定に基づき下の表の10名を福生市公民館運営審議会委員に委嘱しようとするものでございます。選出機関は表のとおりでございます。再任の方は上から1人目の小野寺萬次様、2人目の山西年男様、86ページ、下から2人目の小澤はる奈様の3名でございます。ほか7名が新任でございます。

任期でございますが、平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長　　内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

日程第22、報告第7号、小学校英語の授業づくりのためのガイドラインについてを議題といたします。林主幹より内容の説明をお願いいたします。

英語教育推進担当主幹 それでは、日程第22、報告第7号、小学校英語の授業づくりのためのガイドラインについて御説明いたします。

議案書87ページになります。別冊でこちらの資料を御用意させていただいています。まず初めに、本ガイドラインの作成に当たりましては、教育委員の皆様にご指導をいただきましてありがとうございました。本ガイドラインは、東京都英語教育推進地域の研究の一環として、本市教育委員会事務局の指導のもと、福生市英語教育推進委員会が分担し協議の上、事務局で加筆修正したものでございます。

本ガイドラインは、福生型の小学校英語授業のフォーマットで現在多くの小学校でこの形態で授業が行われています。本ガイドラインにおける授業の形態は、ALTと外部人材が十分に活用されている福生市の現状に鑑み、チームティーチングを基本としています。

1ページをお開きください。ここで挙げられている学習指導案が基本となるフォーマットです。ここに示されている活動、例えば挨拶、スモール・トーク、2つのアクティビティなどがそれぞれどのようなものか、活動例とともに続くページで説明されています。本市のフォーマットの特徴的な点は、フォニックスという技法を用いて、音声と文字の一体化を図ること、2つの狙いが異なるアクティビティで児童の英語による活動を授業の中心に据えていることとでございます。

17ページからの最終章ではALTの活用について触れています。本ガイドラインは、市内小学校全学級担任に配布し、授業計画作成や校内研修の際の着眼点として活用してもらいます。また、東京都教育庁指導部義務教育指導課及び東京都英語教育推進地域の他地区にも配布する予定でございます。

以上で説明を終わります。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員 お聞きしたいのですが、19ページなのですから、放課後の時間とあるのではないですか。それで、児童、生徒という言葉も出てきています。ということは、中学生も対象に今後活用していくということですか。それで、

その中で、ぜひ将来的にはクラブ活動のようなものにできないのかなと思ったりしたのです。英会話教室でもいいのですけれども、福生の中学校あるいは小学校にはクラブとして英語クラブがあるというのと、ただ教室を開設しているというのではアピールの仕方が違うというか、クラブのほうが強いような気がするので、将来的にはそういった点もお考えいただければと思います。そういった意味でも、「生徒」と入っているのかなと思ったのですけれども、いかがなものでですか。

英語教育推進担当主幹 大変失礼いたしました。この19ページの生徒という文言については、大変申しわけないのですが、これは小学校のガイドラインでございますので、削除になります。ただ、御意見をいただきました中学校等における、例えば部活動での活用であるとか、あるいは小学校の放課後の活用については、今後どのような形でALTを活用して、なおかつ児童・生徒も含めて、どのように活動に巻き込んでいけるかということについては、十分検討してまいりたいと考えています。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。

渡 辺 委 員 はい。

教 育 長 今後このガイドラインについてはいろいろ御指導いただきながら、また現場と調整しながら当然修正を図っていくということになるだろうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 ここに小学校のだからということで、生徒という記載がなくなるのだったら、構わないのですが、例えばクラブみたいな形になったときに、それが小学生だけではなくて近隣の中学生、それも英語について堪能な子どもたちもいるわけでしょうから、そういう子たちも自由に入ってこられるような場をつくるという意味では児童・生徒という言葉で終わらせていいのかなと思っていたのですけれども。

渡 辺 委 員 あえて消す必要もないような気がするのです。

教 育 長 そういう可能性も含めて考えると、先ほどの御指摘で児童・生徒はそのまま、生徒を削除する必要はないだろうという御意見でございますが、どうですか、林主幹。

英語教育推進担当主幹 ありがとうございます。そこまで私が視点を持たなくて大変申しわけないと思っておりますが、今後本市がコミュニティ・スクールを展開していく上で、学校支援の形で地域と結びついた形でALTを活用しながら、その地域の活動としてということも当然考えられることだとは思っておりますので、そういった御指摘をいただきましたので、再考させていただいて、こ

のまま残すということも視野に入れて、もう一度考えさせていただけたらと思っています。

教 育 長 とりあえず現段階は原案のとおりということで、特に修正をしないということでもよろしいでしょうか。ほかにございますか。

ないようですので質疑を終わります。

報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第8号、福生市立学校学校評価についてを議題といたします。林主幹より内容の説明をお願いいたします。

英語教育推進担当主幹 続きまして、日程第23、報告第8号、福生市立学校学校評価について御説明をいたします。

別冊で御用意いたしましたこの紫色の平成28年度福生市立学校学校評価をご覧ください。こちらは、福生第一小学校から福生第三中学校まで学校評価書、学校評価総括表、そして学校評価計画、学校自己評価シートという書類から成っているものでございます。平成27年度までは2つの書類を学校ごとにまとめてお示ししておりましたが、一目見て学校評価の状況がわかりにくいとの御指摘をいただきましたので、今年度は書類ごとにまとめ、学校評価の状況を最も端的に示している学校評価総括表を最初に持ってまいりました。

1ページから10ページ、こちらが学校評価総括表でございます。各学校とも左より学校自己評価総括とその改善策、学校関係者評価とその改善策、そして総括評価を記載してございます。

11ページからは、学校評価計画、学校自己評価シートをお示ししています。こちらは、昨年6月ぐらまでいどのような形で評価していくのか、校長が評価の観点と基準を定めております。そして、それに対して当初評価、中期評価、年間評価という形で評価した上で、A、B、Cといった標語を当てています。

最後の21ページからは学校評価書でございます。いわゆる学校評価と言われたらこちらの書類になります。先ほど御説明いたしました学校評価総括表の各項目の詳細が記載されています。学校評価書につきましては、学校ごとにページの枚数は異なるわけですが、教育部で示したフォーマットに従って各学校が工夫をして作成してきております。本学校評価につつま

しては、保護者や地域の方々にわかりやすい形式で各学校のホームページに掲載するよう指示を行いました。また、この学校評価については、どの学校も学校だよりの特別号などを発行して保護者に対する説明を行っているところがございます。学校評価が単に評価して終わり、説明して終わりということがないように、平成29年度の学校経営に適切に反映させるよう教育部として指導をしております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

渡 辺 委 員 このシートで、点数100、90、80と、点数とA、B、Cだけで表示している場合があるではないですか。この場合、A、B、Cだと33点、66点、99点というふうに見るのか、33点以下なのかとってしまうのですが、どのようにとればいいのか。

英語教育推進担当主幹 各表の下の部分に事後評価の標語の基準が書いてございます。目標の5割未満がC、8割未満がB、10割未満がAということになってございます。ですから、Cがついているものについては達成度が5割未満であるということでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。標語の説明をしていますということで、そのようにA、B、C段階を示しております。
ほかにもございますか。

参事兼教育指導課長 補足をさせていただきます。この学校評価については、林主幹から御説明したとおり、今年度の評価なのですが、これをやるにはやはり29年度の学校経営方針にどう生かしていくかということで校長先生方をお願いしてございます。したがって、委員の先生方に、これは大変膨大なものなので、この場で詳細のご確認をしていただくことは困難ではございますが、学校を訪問される前後に、各校の課題について気になる点があれば、今年度の学校評価をご確認いただき、平成29年度に学校へお越しいただくときにご確認いただくと、学校評価を毎年行う意義があると思います。

なお、4月の教育委員会定例会において29年度の学校経営方針10校分を教育部から御報告申し上げますので、これとあわせて見ていただけたらと思っております。

以上でございます。

教 育 長 今後どう生かすかということもございます。ほかに御意見等ございますか。ホームページにアップするというので、市民の皆様、あるいは

保護者の方々にもわかりやすくするにはということで、いろいろ検討を加えており、今後もこの評価様式についてはさらに検討を重ねていく必要があるなと思っております。自己評価と関係者評価とどのような開きがあるかというのは、もっと一目瞭然にわかるような、校長の申告、年度当初の申告に対して、重点項目等に対して学校独自の評価と関係者評価というのが並べて見るともっとわかりやすくなりますし、あるいは網羅的になっていますけれども、重点項目を示して幾つか取り上げるというのも一つの方法かなと思っております。

そんな形で今後改善は要しますが、平成28年度の学校評価ということでこのように報告が教育委員会に上がっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、報告第9号、福生市立学校の学力向上策改訂版についてを議題といたします。森保指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指導主事(森保) それでは、日程第24、報告第9号、福生市立学校の学力向上策改訂版について御説明いたします。A3判、報告第9号資料をご覧ください。

昨年3月に福生市立学校の学力向上策を作成し、この学力向上策をもとに平成28年度あらゆる機会において学校を指導してまいりました。しかしながら、本年度次期学習指導要領の策定に向けた国の方針が示されたことや、本市のさまざまな学力向上に係る施策が推進したことを踏まえまして、本学力向上策の第2版を策定することといたしました。具体的に御説明申し上げますと、現時点では課題と考へている点は真ん中のボックスの3点でございます。

1点目は、今年度発表された次期学習指導要領策定に向けたさまざまな国の指針について理解を促進する必要があるという点でございます。本学力向上策に掲載し、本市の全教職員が共通理解する必要があると考へました。

2点目は、ICTをより活用した授業改善の必要性についてございま

す。これは、2年間実施してまいりました産官学のタブレット研究の成果を掲載し、それを教員に示す必要があると考えました。

3点目は、日々の授業づくりで本資料を活用させる工夫についてでございます。今度、本市小・中学校の教員の中で指導力が高い教員で組織した学力向上推進委員会におきまして、本学力向上策について内容を検証し、具体的に推進する方策等を検討してまいりました。そこから出てきた具体的な事例を掲載し、日々の授業づくりやOJT等で活用できるようにする必要がありますという意見が本委員会でも出されたところでございます。

以上の3つの課題を解決するために、3つのことについて加筆修正を行いたいと考えております。1点目は、主体的、対話的で深い学びについて第5章の国の動向で示します。2点目は、ICT機器の効果的な活用について、第3章、恒常的な授業改善策における学力を確実に育む事業者の取組を6つから7つに増やし掲載します。3点目は、具体的な実践事例を新規に掲載いたします。この実践事例につきましては、学力向上推進委員の教員が作成した原稿を掲載する予定でございます。

以上のことを踏まえて、現在第2班が作成を進めているところでございますが、原稿ができ上がり次第、教育委員の皆様にお諮りをし、御意見をいただきたいと考えております。それを踏まえて、改めて完成版を本定例会にて御報告いたします。

以上で御報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。昨年度初版をつくって、今回改訂版ということで、今進めている内容について説明をいたしましたところですが、何か御意見等ございますか。

全体の中身を見ていかないとということがございますので、今説明があったとおり、今後、学力向上推進委員会がございまして、これは毎年度恐らく修正版を出していくようかなと思っております。この概要版に対して何かございますか。御指導、御意見がございましたらお願いいたします。

冊子の案が出てきてからでよろしいですか。

今日のところはこのように進めているということで御了解いただければと存じます。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程25、報告第10号、福生市オリンピック・パラリンピック読み物資料集についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いします。

参事兼教育指導課長 それでは、「福生市の先生がつくったオリンピック・パラリンピック読み物資料集」を説明します。この読み物資料集については、平成27年度に一度、作成の経過について御報告を差し上げたところですが、その後、少し作業がおそくなっておりました。改めて本日、御報告申し上げます。

平成28年4月、東京都教育委員会において、「オリンピック・パラリンピック学習読本」を全ての子どもたちに配布していただきました。これは千葉主幹が都教委にいた時に主担当として作成した読本ですが、こういったいわゆる全都で活用する読み物資料は、非常に大事だと認識しております。この読本を活用して、オリンピック・パラリンピック学習をするということが基本になります。同時に、遠い世界の話ではなく、私たちの市にも、1964東京大会のときにオリンピックにかかわった人々がいたこと等に着目し、福生市の教員が福生市の子どもたちにつくったオリンピック・パラリンピック資料をつくりたいという願いから、この「福生市の先生がつくったオリンピック・パラリンピック読み物資料集」を作成しました。本当に、教員の手づくりでございます。表紙をお開きいただきますと表紙の裏に目次がございます。全部で9編ございまして、1つずつ簡単に御説明いたします。

まず学びの扉については、クーベルタンの言葉が書かれていますが、子どもたちが今度の2020東京大会へ向けてオリンピックを勉強していきたいという意欲、パラリンピックを調べていきたいという意欲をいざなう、学びの扉になっております。

続きまして2ページでございますが、「福生市を走った聖火の記憶、1964年東京五輪聖火リレー」です。この写真については、全てこの聖火リレーの先頭の走者である瓜生善藏様からいただいたものでございます。なお、中に加藤市長が登場しますが、後半は、福生市長にインタビューする形でお話が進みます。2020大会も聖火リレーが予定されていますが、私たちの市を50数年前に聖火が走ったことを子どもたちが知ることによって2020大会への意欲が高まるのではないかと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。聖火リレーなのですが、こちら

の瓜生善藏氏は棒高跳びの選手だったわけですが、昭和39年に東京オリンピックで福生市を通過した聖火リレーの第一走者を務められましたが、その御本人のお話でございます。瓜生善藏氏にもこのお話を見ていただき、実際にお会いして写真等をいただいたわけですが、瓜生善藏氏御自身はオリンピックの候補者だったのですが、残念ながらほんのわずかなところでオリンピックに出られなかった。しかし、福生市の先頭を走る聖火ランナーの大役を務めたということで、それがその後の自分の競技者としての誇りや自信になったということから、その点を子どもたちに伝えたくて、この話を載せたところでございます。

続きまして、14ページは「福生市にもいたオリンピック選手」ということで、これは大沢鉄男選手という自転車競技のオリンピック選手の話です。資料として、片倉製糸、片倉自転車工業の跡地の地図も載せておりますが、福生にはかつて大きな会社があって、オリンピックに出場する選手が用いるような素晴らしい自転車をつくっていたこと。そして、その会社にオリンピック選手がいたという内容です。16ページには大沢さんの活躍を伝える当時の福生町報を掲載しています。ただし、オリンピックの中では競技が小中学生にとっては身近ではないのかなということもありまして、意図的に17ページには福生高校の定時制の現役の選手、自転車競技部の選手の方の写真を入れています。先日の教育委員会表彰で定時制の子どもたちが表彰されていますが、その生徒の写真でございます。

続きまして、18ページは「シドニーからのバトン 2020東京大会」です。この話は、福生五小の玉木主任教諭がシドニーの日本人学校赴任時代の経験談を踏まえて、シドニー大会でどのようなレガシーが残っていたのかというようなこと、それを子どもたちに語りかけるような内容になっております。

続きまして、22ページは「夢に向かって」です。この資料集の中で、唯一フィクションという形になっています。主人公の目線になって主人公の気持ちを物語にするという手法は、道徳の読本ではよくある書き方なのですが、写真はすべて本市のスポーツ推進課にお願いしまして、横倉課長から御提供いただいたものです。内容は、メイン会場となった東京国体のソフトボール女子選手の活躍にあこがれて、自らもソフトボールに取り組む女子生徒の話です。

続きまして、26ページは「世界の人々の心を捉えた城戸俊三と愛馬 久軍」です。これは福生市には直接関係ない資料なのですが、千葉主幹が作

成しました。福生市の先生がつくったということで入れてございます。大変感動的なお話でして、グローバルな視点を持たせるという意味でも有意義ではないかと考えて掲載をしております。

続きまして、28ページは、「支える喜び、日本卓球協会専任アスレティックトレーナー、羽生綾子さんから学んだこと」という物語で、こちらの方は本市の福生第一中学校 校長、井尻郁夫先生の妹でございます。羽生綾子さんがアスレティックトレーナーという、極めて専門性の高い支える側の役割につくまでの経緯等が書かれておりまして、羽生さん御本人にも内容について見ていただいているものでございます。

続きまして、32ページは「本当に伝えたいこと リオ大会から東京大会」というお話ですが、本市の福生第三中学校の田中雄二副校長先生がリオの日本人学校で日本人学校の先生をされていたときに、リオ大会が決まったこと、そして今回は東京都に戻っていらして、福生二中にいたときにまた東京大会が決まったという、2つの大会の決定の瞬間を経験したことに着目したお話でございまして、ハンドオーバーという儀式がございしますが、そういった形も大事にしながらも、日本人としてのよさや、信頼される日本人というようなことをしっかりとハンドオーバーしていこうという話になっております。

最後は、36ページ、「福生市をブラインドサッカーの地に 福生市職員、鳥越裕之さんの願い」です。本市はブラインドサッカーについてはこの数年全国大会を誘致しており、実際に大会を開いているのですが、ブラインドサッカーはパラリンピックの種目になっているということがありますし、市を挙げて応援しているという実態を踏まえまして、鳥越さんの娘さんのお話を交えながら、福生市としてブラインドサッカーを応援していこうという、そんな話になっております。

最後は、クイズを少し入れて、東京都の読本をしっかりと見て調べてみましょうというようなこと等が書かれておるところでございます。

事前に見ていただいて本当にありがとうございました。時間が短い中で御意見をいただいた部分を検討し、修正してございます。4月に小学校4年生以上の全ての児童・生徒の手元に届くように準備を進めています。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第26、報告第11号、学校支援コーディネーターの委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第26、報告第11号、学校支援コーディネーターの委嘱について御説明いたします。

資料97ページをご覧ください。この委嘱につきましては、福生市学校支援地域組織事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき実施するもので、学校支援コーディネーターにつきましては、配置している学校長が推薦する者とし、教育長が委嘱することとなっております。同要綱によりまして任期は2年以内となっております。今回委嘱する方につきましては平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。この表のうち新任の方について御紹介いたします。表の上から3番目でございます第二小学校の岩崎百合子氏でございますが、元福生市議会議員でございます。第二小学校につきましては、平成30年度より、コミュニティ・スクールとなる予定でございます。平成29年度よりコミュニティ・スクール準備委員会を設置することに伴い、第二小学校から学校支援コーディネーターを1名増員したいとの申し出がございまして、増員いたしております。そのほかの10名の方につきましては、再任でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

新任で1名ということでございます。ほかの方は再任でございます。よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第27、その他報告事項について説明を願います。その他報告

事項1、ふるさと福生への愛着と誇りを育む学校について、石田参事よりお願いいたします。

参事兼教育指導課長

それでは、説明させていただきます。その他報告1「ふるさと福生への愛着と誇りを培う学校」でございますが、これは「ふっさっ子未来会議」の提言による11の計画の最後の1つでございます。作成趣旨については、郷土愛、日本の伝統文化、理解教育を推進するために、東京都ではさまざまな指導資料を作成しております。しかし灯台もと暗しといいますが、自分の市について知っていることが、子どもたちにはあまりないのではないかとということで、教師用指導資料として作成しました。表紙については、大正7年ごろに福生尋常高等小学校の第5代校長の田口満之介氏という校長先生がこのような郷土教授資料というのをつくってございまして、つまり教師自身が郷土というものをしっかりと知って、その上で教壇に立つということが、子どもたちへの郷土学習を進めるために必要なことだと書かれてございまして、そこに着目してこの資料の趣旨を書いたものでございます。中間あたりの段落に、未来提言を紹介しています。「福生市を愛し、地域の人々とのつながり、地域の伝統を守り、誇りと夢を育む」、この未来提言に基づいて、この冊子につくられたということで示してございます。

冊子は大きく3つの部分に分かれてございまして、2ページ、3ページは「ふるさと福生を知る」ということでございます。東京都における福生市の位置、市章、そして、市の木とか花あるいは福生市の歌、福生市の鳥という、いわゆる市のシンボルの部分についての基礎的な内容を教師がわかるようにまとめたものでございます。

4ページ、5ページでございますが、こちらは「国民の祝日」についてございまして、国民の祝日というのは我が国の伝統や文化と密接につながっている部分があるのですが、実際は国民の祝日の意義、意味というのを知らない人たちもおります。教師が理解していなければ、児童・生徒には指導できません。しっかりとわかっていない方もいらっしゃるのではないかとということで、こういった一覧表にまとめて発達の段階でこんなふう

に授業をしたらどうでしょうかという内容になっております。続きまして、6ページ、7ページ、そして8ページの真ん中までは「年中行事と行事食」ということで、子どもたちにとって給食というのは極めて身近な季節を感じるものでもあると思うのですが、福生市は9月から中学校も給食が始まるということで、ますます学校給食の持つ意味というの

が重くなってくると思います。掲載した年中行事は、福生市独特のものもあるわけですが、全国的に共通の年中行事もあります。福生市学校給食センターは単にメニューを書くだけではなくて、この行事食も説明を毎回しっかりとつくってくださっているのですが、そこに着目できない状況もあるのではないかとということで、これを作成しました。栄養士、栄養教諭の協力を得てまとめたもので、28年度の給食に出たものをアレンジしたものでございます。

最後のページでございますが、「学校に期待したいこと」として3つ、「週案簿への記載」、「日常的な朝の会等での指導」、そして「地域人材の活用」です。とくに「地域人材の活用」については、保護者、地域には福生について本当に詳しい方々が多く、市を愛する方がいらっしゃるので、そういった方を授業に招く有効性について協調しています。

この冊子は、内容を覚えるというよりは教卓に置いておいて、週案簿とか出席簿と一緒に置いていただいて、子どもが学校で先生と触れ合う中で教師から福生市のよさについて働きかけていくような、そういった資料として活用していただくことを想定しております。4月に全教職員に配付したいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長
加 藤 委 員

以上、説明が終わりました。何かございますか。

興味深く読ませていただいたのですが、5ページの9月の秋分の日のところ、最初のところ「春分の日は」となっているのですが、これは誤字ではないかと思いました。また、「おはぎやぼた餅の由来を家族に聞き」というのがあるのですが、ちょっと真偽を確かめていないのですが、秋はおはぎで、春はぼた餅という節も一説あるので、その辺をお考えいただいたほうがいいかなというのを思いました。

それから、6ページの一番下、七夕の「七夕デザート（星形キュウリ）」となっていますが、文章の中ではサラダに使用するキュウリには一部星形キュウリがというふうになっているので、デザートではなくサラダではないかと思いました。そこが気になったところです。

以上です。

参事兼教育指導課長

ありがとうございます。申しわけありません。秋分の日等は訂正します。また、おはぎとぼた餅も確認をいたします。七夕デザートについても、学校給食課と連携して正確に記載します。ありがとうございました。

教 育 長

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、修正が入りましたので、お願いします。

では、その他報告事項2、平成29年度図書館特別整理日についてお願いします。図書館長。

図書館長　それでは、103ページ、平成29年度図書館特別整理日について御説明いたします。

こちらは毎年行っております図書点検のための休館になります。休館期間でございますが、まず中央図書館が平成29年9月26日の火曜日から10月1日日曜日の6日間。なお、2階学習室及び郷土資料室につきましては、午前10時から午後5時までの開室を予定しております。次に、わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館が平成29年10月3日火曜日から10月5日木曜日の3日間でございます。

どちらも作業内容につきましては、蔵書点検作業、配架資料の書庫移動、書庫の整理、書架移動など予定しているところでございます。また、休館に当たりましては、広報、ホームページ、館内のポスター、チラシなどにより周知をしまいたいと考えております。

以上で報告とさせていただきます。

教育長　以上でございますが、これについてはよろしいですか。よろしく願いいたします。

それでは、その他報告事項、事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。

加藤委員　1点だけ。市民の方から聞かれたのですけれども、一小の学年末の保護者会の折に、学習指導要領が変わることによって時間がタイトになってくるという関係で学芸会がなくなるというお話があったのだそうです。それで、全市的に学芸会がなくなってしまうのですかという御質問をいただきましたので教えていただきたいと思います。

参事兼教育指導課長　お答えいたします。

学習指導要領上、1,015時間ほど時間があるのですが、その年間の標準時間実数は変わらずに、英語科がこのたび増えます。そうすると、その1時間をどう生み出すのかという問題がございます。これについては、移行措置期間というのがございますが、各学校のカリキュラムマネジメントでその解決を図るということが示されております。つまり、校長の裁量で授業を位置付けていくこととなります。そういったことを踏まえて恐らく福生第一小学校の教員あるいは校長が御説明の中に加えたのだと思うのですが、学芸会がなくなるということについて、教育課程の上で報告を受けて

はおりません。

行事の精選を図っているということは届け出があるようではございますけれども、全校でなくなるということは当然、相談等は来てはございません。学校の工夫の中でやっていくと考えております。

以上です。

教 育 長 学芸会が入っていなかったということですが、第一小学校から、平成29年度の教育課程はもう出ていますか。

指導主事(鈴木) 第一小学校ですけれども、学芸会をせずに音楽会等をしていくということで届けを受けていたかと思えます。

以上です。

教 育 長 内容を改めてということになるのですか。その音楽会の内容だとか、今まで学芸会でやっていた部分を少し音楽会でとか、そういうことではなくて音楽会ということですか。

指導主事(鈴木) そこについては、確認をさせていただきたいと思えますけれども、一小から今回聞いているのは、やはり行事の精選をしていく中で、学芸会の場合ですと授業というよりも行事という時数が増加してしまいます。行事を精選していく中で、今回は学芸会をせずにほかの大きな行事を取り組んでいくということで音楽会をしていきたいと聞いております。

教 育 長 いずれにしても、教育課程については関心もあって、教育委員会で受け付けることになっていきますので、それについては、次回各学校の行事等についてどのように出されているのか、資料等を提出して、また御説明いただけますか。よろしくお願いいたします。

それでよろしいでしょうか。

加 藤 委 員 ありがとうございます。とりあえず御質問いただいた市民の方には各学校で校長先生が行事に関しては決めていかれるということで、一律に学芸会はなくなることはありませんというお答えをしておけばよろしいでしょうか。

参事兼教育指導課長 それでよろしいのではないかと思うのですが、今、教育長からありました教育課程の今回の受理状況について、行事のことについて次回御報告したいと思っておりますが、例えばある学校は音楽会、展覧会、学芸会という3つの行事をローテーションしていくような学校もあれば、学芸会と展覧会だけをローテーションしていく学校もありますし、これは校長の考えという形になると思います。委員からの御説明は、それでよろしいのではないかと思っております。

教 育 長 教育課程、今後市民等の質問等にまたあると思いますので、共通理解を図る上で次回、状況を説明したいと思います。

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、ございませんので、以上でその他報告事項を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成29年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時50分 閉会